

---

令和2年度札幌市自転車マナー推進啓発業務  
仕様書

---

令和2年（2020年）7月

札幌市市民文化局地域振興部区政課

## 1 業務の名称

令和2年度札幌市自転車マナー推進啓発業務

## 2 目的

本市における自転車に関連した交通事故の件数は、長期的には減少傾向にあるが、令和元年の発生件数は905件と前年比66件（約7.9%）の増加となっており、ルールとマナーを守った自転車利用の推進が求められている。

本業務は、「札幌市自転車マナー推進要綱」（令和2年5月14日市民文化局長決裁）に基づき、都心部における自転車マナー及び自転車押し歩きの推進を図り、それにより、札幌市における自転車の安全利用の推進を図るために行う。

## 3 業務履行期間

契約締結日から、令和2年12月31日までとする。

## 4 契約金額の支払い

業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。

## 5 業務内容

受託者は、札幌市が「札幌市自転車マナー推進要綱」（以下「マナー推進要綱」という。）に基づき実施する、自転車マナーの推進に係る啓発について、下記のとおり行うこと。

### (1) 一般事項

#### ア 準備

業務に必要な人員及び物品等を確保し、業務の準備を行うこと。なお、冊子、ちらし、ティッシュ等の啓発品を使用する場合は、業務計画に基づき委託者が用意し、受託者に提供する。受領した啓発品は受託者が責任をもって管理すること。

#### イ 業務計画書

受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。

#### ウ 委託者との連絡調整等

業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、疑義が生じた場合は委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は仕様書に記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

#### エ 機密の保持等

受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。また、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

オ 環境負荷の低減

委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

カ 個人情報の取扱いについて

受託者は、業務を実施するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

キ 著作権等の取扱いについて

受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

受託者は、業務の完了後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

ク 完了届の提出

業務完了後、迅速に業務完了届を提出すること。

(2) 「自転車マナー推進地区」におけるマナー推進啓発

ア 実施内容

札幌市がマナー推進要綱に定める「自転車マナー推進地区」において、啓発員を配置し、自転車利用者を中心とする通行人に対し、啓発物の掲揚等により自転車マナーを呼びかける。

当該啓発は、業務履行期間中、概ね月 2 回程度の頻度で実施すること。また、啓発を行うことのできる時間帯は、原則として昼間（日出から日没まで）とし、平日 16 時 00 分～19 時 00 分、土日祝日 14 時 00 分～18 時 00 分の時間帯を標準とする。

イ 啓発員

実施期間中における啓発員の配置人数は、合計で 36 人・時を満たすものとする。

マナー推進の呼びかけは、市街地における自転車の主な利用者である若者が行うことで、啓発の効果を高めることができると考えられることから、啓発員は、原則として 30 歳代以下の者で構成する。

本業務に従事する啓発員は必要な保険に加入することとし、加入したことを証明する書類の写しを委託者に提出すること。

実施場所までの交通費等は受託者が負担すること。

(3) 「自転車押し歩き地区」における自転車押し歩き推進啓発

ア 実施内容

札幌市がマナー推進要綱において定める「自転車押し歩き地区」において、啓発員を配置し、自転車利用者を中心とする通行人に対し、啓発物の掲揚等により歩道上での自転車押し歩きを呼びかける。

また、当該地区において、押し歩きへの協力人数など委託者が指定する人数・台数のカウントを行う。

当該啓発は概ね月 8 回程度行うこと。また、啓発及びカウントを行うことのできる

時間帯は、原則として昼間（日出から日没まで）とし、平日 16 時 00 分～19 時 00 分、土日祝日 14 時 00 分～18 時 00 分の時間帯を標準とする。

人数・台数のカウントは、原則として自転車マナー推進啓発及び自転車押し歩き啓発の実施日以外で行うこととする。1 回につき 2 時間を標準として、期間中計 8 回以上行うこと。また、データの信頼性を高めるため、1 回のカウントは 2 人以上で行うこと。なお、カウンターは委託者より貸与する。

#### イ 啓発員

自転車押し歩き啓発について、実施期間中における啓発員の配置人数は、合計で 234 人・時を満たすものとする。

また、人数・台数のカウントに参加する啓発員の配置人数は、合計で 28 人・時以上を満たすものとする。

自転車押し歩きの呼びかけは、市街地における自転車の主な利用者である若者が行うことで、啓発の効果を高めることができると考えられることから、啓発員は、原則として 30 歳代以下の者で構成すること。

なお、本業務に従事する啓発員は必要な保険に加入することとし、加入したことを証明する書類の写しを委託者に提出すること。

実施場所までの交通費等は受託者が負担すること。

#### (4) 啓発動画の制作

##### ア 実施内容

自転車マナー及び自転車押し歩きを呼びかけるための動画を企画・制作する。

主な対象者は、自転車利用者のうち高校生、大学生などの若年層とし、当該テーマに基づき内容の異なる 3 本以上の動画を制作すること。

なお、動画の内容については制作前に委託者と調整すること。

##### イ 制作条件等

制作する動画は、画質はフル HD、画角（アスペクト比）は 16：9、ファイル形式は MP4 とし、札幌市のホームページ又は YouTube のほか、街頭ビジョン等で放映することが可能なものとする。また、動画は DVD により納品すること。

動画の再生時間は、1 本あたり概ね 180 秒以下を想定するが、動画の内容と併せて制作前に委託者と調整すること。

撮影場所は原則として、札幌市内とする。撮影にあたり必要となる、場所の使用料、機材費、小道具費、移動費、謝礼等は、受託者が負担すること。また、場所の使用等にあたり許可申請が必要な場合は、受託者が手続きを行うこと。

なお、納品前に委託者が内容を確認することとする。

#### (5) 「自転車マナー教室」の開催

##### ア 実施内容

自転車マナーを学ぶとともに、自転車押し歩きを呼びかけるための研修を、オンライン形式により実施する。

対象者は、自転車利用者のうち高校生、大学生などの若年層を対象とし、30 分～60 分程度の研修を概ね 2～3 回、計 30 人程度に対し実施するものとするが、所要時間と 1 回あたりの参加者数は、使用するシステムの条件等に応じて調整できることとする。

カリキュラムはできる限り一方的な講話に留めず、双方向のやり取りを取り入れたたり、映像を使用したりするなど、受講者の興味や関心を引き付ける工夫を行うこと。

##### イ 実施条件等

受講者の選定・募集やそれに伴い必要となる調整等は、受託者が行うものとするが、受講者が所属する学校・団体等に対し文書等による依頼が必要な場合は、委託者と協

議の上対応すること。

講師は受託者が選定するものとし、外部講師を招聘することも可とする。

実施にあたって必要となる、場所の使用料、機材費、小道具費、移動費、謝礼等は、受託者が負担すること。また、場所の使用等に許諾申請が必要な場合は、受託者が費用負担又は手続きを行うこと。

なお、カリキュラム等、実施内容については、事前に委託者が内容を確認することとする。

(6) 商店街団体など地域関係者との連絡調整等

対象区域における商店街団体等の地域関係者と意見交換等を行い、地域の意見を踏まえた啓発となるよう努めること。

## 6 提出物

下記について提出すること。内容については委託者と協議する。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 啓発員の保険加入を証明する書類の写し
- (3) 業務実施報告書
- (4) 人数・台数カウント データ解析結果
- (5) 啓発動画 (DVD)

## 7 特記事項

業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて必要とされる、「新しい生活様式」や「北海道スタイル」、関連する感染拡大防止ガイドライン等を遵守し、新型コロナウイルス感染症に従事者が感染したり、啓発の対象者等に感染させたりすることがないように、十分な対策を行うこと。

## 8 担当

札幌市市民文化局地域振興部区政課（交通安全担当） 三海、小本  
（札幌市役所 1 3 階南側） TEL011-211-2252

## 個人情報取扱注意事項

### （個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### （秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### （再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

### （複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

### （目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### （資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

### （事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

### （契約解除及び損害賠償）

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。